平成２９年（フ）第７６４号
埼玉県新座市大和田１丁目13番４－213号
債務者　進藤　浅子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８０９号
さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目４番18号　けやき荘202、旧住所さいたま市西区大字指扇1787番地２
債務者　小山　里奈（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８２８号
埼玉県志木市柏町３丁目３番31号　コーポカシワ　202号
債務者　野浦　房子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６８号
さいたま市西区飯田新田91－１　社会福祉法人　むつみ会　介護老人福祉施設　春陽苑、住民票上の住所さいたま市桜区大字大久保領家102番地１　クレストⅠ　201
債務者　横山　　宏
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７６号
埼玉県戸田市下戸田２丁目３番11－302号、旧住所埼玉県戸田市笹目４丁目23番地の１メゾンしろうま105号室
債務者　稲垣　貴子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７７号
埼玉県加須市陽光台１丁目300番地94　ジョイビレッジ壱番館　105号
債務者　大木　隆博
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９８５号
さいたま市緑区東浦和４丁目９番地15　サンルーツマンションⅡ202
債務者　一安　真美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１００７号
埼玉県志木市中宗岡２丁目22番10号
債務者　齊藤　悠紀
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３２号
さいたま市見沼区東大宮５丁目60番地３　Ａｒｐａｇｅ　302、旧住所さいたま市見沼区東大宮６丁目44番地２　メゾン・プレ・パルクⅡ204
債務者　齊藤　竜太
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８８号
埼玉県さいたま市西区大字指扇748番地10
債務者　永峯ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０７号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７　やすらぎの里216室
債務者　瀬名波憲蔵
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４３号
さいたま市北区植竹町１丁目119番地　コープ野村植竹406
債務者　齋藤　　一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
埼玉県越谷市蒲生茜町29番地６　クラウンハイツⅢ－201
債務者　及川　政子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１２号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷２－105、旧住所東京都板橋区高島平９丁目１番５－1126号
債務者　原田　和夫
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
埼玉県熊谷市村岡1842番地６
債務者　野口　富雄
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８１２号
千葉県船橋市三山８丁目11番３棟110号
債務者　久保　忠常
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１５号
千葉県船橋市前原西６丁目６番29－201号
債務者　岡田富士美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係